

1 行政体制の再整備

財政フレーム試算モデルでは、平成 21 年度の財政収支の均衡を目指して、職員数の削減と職員給与の見直し等により、最終年度には人件費を 220 億円削減することによって、人件費比率を指定都市平均の 17.5%まで圧縮することを目標としています。

平成 15 年度予算では、行政体制の再整備の取組みとして人件費で約 42 億円の効果を反映したほか、公営企業の経営の健全化で約 3 億円、補助・助成金の見直しで約 8 億円、債権確保策の強化で約 13 億円を反映しました。

また、予算編成後に確定したものととして、特殊勤務手当と管理職手当の見直しにより、新たに人件費で約 4 億円の効果を見込んでいます。

| 改革項目 | 主な改革内容 | 目標 | 進捗内容 |
|------|--|--|--|
| 職員配置 | (平成 14～16 年度までの実施目標) 職員数の削減 技能・業務系職員の平成 14 年度実施の新規採用選考の中止 | 3 力年に職員数を約 1,000 人削減 平成 14 年度採用選考中止 | 平成 15 年度職員数 428 人削減 〔主な見直し項目〕 ・ごみ焼却業務、収集業務執行体制の見直し ・保育園職員配置の見直し ・こども文化センターの委託化 ・庁用自動車運転、調理業務の見直し ・市民館等管理業務の見直し 平成 14 年度技能・業務系職員採用選考中止 |
| 組織機構 | 行財政改革を効果的に実施できる組織体制の拡充・強化を図ります。 局・部・課の統廃合や事業所の類別区分の見直しを実施すると同時に、主幹・主査などの動態組織を見直します。 | 組織改正の実施 | 平成 15 年度組織改正実施 ・役職ポスト数の見直し 局長級 6、部長級 + 2、課長級 2 6 係長級 2 0 ・理事兼次長の廃止 |

| | | | |
|------|--|---------------------|--|
| | <p>また、組織実態に応じて、中間層を圧縮したフラットな組織を段階的に導入します。本庁機構と区役所の役割分担を見直し、市民の利便性の向上を図ります。都市再生の具体化を図るために、局の統廃合、組織の再編移管等を実施します。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・総務局に行財政改革実施本部を設置 ・総合企画局にシティセールス担当及び都市再生・臨海部整備推進室を設置 ・区役所に保健福祉センター及び建設センターを設置 |
| 給与制度 | <p>【特殊勤務手当の見直し】 社会状況の変化等により、著しく特殊な勤務と認め難いものは廃止し、勤務の特殊性が薄れたものは、見直しを行います。</p> | 平成 15 年 4 月 実施予定 | <p>平成 15 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 17 手当 手術手当、解剖手当、研究手当、霊園勤務手当、自動車整備手当等 ・支給基準等の見直し 15 手当 税務手当、病院等勤務手当、感染症病原体接触手当、放射線接触手当等 |
| | <p>【給料の調整額の見直し】 行政職給料表(2)適用職員の給与水準、特殊勤務手当の支給状況を考慮のうえ、見直しを実施します。</p> | 平成 15 年 4 月 実施予定 | 給料の調整額の削減に向け、職員団体と協議中 |
| | <p>【退職手当の見直し】 国の支給割合を上回っている部分について見直しを行います。</p> | 平成 15 年 4 月 実施予定 | 平成 15 年 10 月実施を目途とする国の退職手当の支給基準の見直しを踏まえ、職員団体と協議中 |
| | <p>【高齢職員の昇給停止年齢の見直し】 昇給停止年齢を 58 歳から 55 歳に引き下げます。</p> | 平成 15 年 4 月 実施予定 | <p>平成 15 年 4 月 昇給停止年齢を 55 歳に引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度 58 歳 平成 16・17 年度 57 歳 平成 18・19 年度 56 歳 平成 20 年度 55 歳 |

| | | | |
|------|--|------------------|---|
| | <p>【期末・勤勉手当制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当に成績率を導入します。 ・管理職の期末手当と勤勉手当の支給割合の見直しを行います。 | 平成 16 年度実施予定 | 他都市の状況調査を実施し、成績率導入に向け検討中 |
| | <p>【管理職手当制度の見直し】</p> <p>管理職の職務について、その職務の困難性、責任の度合、勤務の態様等を考慮し、より職務実態に見合った手当額の設定を行います。</p> | 平成 16 年度実施予定 | 平成 15 年 1 月 管理職手当の 10%カット 平成 15 年 4 月 職務実態等に応じ、同一職位を 2 又は 3 段階に区分し、手当額に差を設けて支給 |
| | <p>【特別昇給制度の見直し】</p> <p>勤務実績を適切に反映した特別昇給制度を確立します。</p> | 平成 16 年度実施予定 | 平成 15 年 1 月 退職時特別昇給 2 号給から 1 号給へ引き下げ |
| 人事制度 | <p>【能力基準の策定】</p> <p>職務の遂行に求められる能力の内容・程度に応じた基準を定めます。</p> | 平成 14 年度策定予定 | 国の人事給与制度改革の動向及び他都市の状況調査を踏まえ、能力基準案を策定中 |
| | <p>【新任用制度の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内公募制度を実施するなど適材適所の人事配置を促進します。 ・能力本位の昇任・降任システムを構築します。 | 平成 16 年 4 月実施予定 | 平成 14 年 10 月 庁内公募制度の導入 平成 14 年 12 月 希望降任制度の導入 |
| | <p>【新評価制度の導入】</p> <p>能力基準に基づく能力評価及び目標管理に基づく業績評価のシステムを整備します。</p> | 平成 15 年 10 月策定予定 | 平成 15 年度中に管理職への試行実施に向け整備中 |
| | <p>【人材育成・能力開発の推進】</p> <p>人材の育成に関する基本方針を策定します。</p> | 平成 15 年度策定予定 | 平成 14 年度基礎調査を実施し、基本計画案の骨子案を作成中 |

| | | | |
|--------------------|--|--|--|
| <p>公営企業の経営の健全化</p> | <p>独立採算により経営を行うことを基本とし、基準外繰出金の段階的な削減を図ります。</p> <p>各企業における経営健全化への取組み</p> <p>経費負担区分の見直し</p> <p>受益者負担の見直し</p> <p>基金等からの長期的貸付金の実施</p> | <p>基準外繰出金の段階的削減</p> | <p>病院事業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 院内保育所運営経費補助金及び看護職員宿舎運営経費補助金の廃止 <p>自動車運送事業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 償却費等補助金の段階的削減 特別乗車証（敬老分）及び行政路線等に対する補助金の算定方法の適正化 |
| <p>出資法人の見直し</p> | <p>出資法人の統廃合（5法人の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市場信用(株)の民営化 (財)中小企業・婦人会館の廃止 (財)博物館振興財団と(財)生涯学習振興事業団の統合 (財)在宅福祉公社と(財)保健衛生事業団の統合 (財)下水道公社の廃止 | <p>平成14年7月実施</p> <p>平成15年3月実施予定</p> <p>平成17年3月実施予定</p> <p>平成17年3月実施予定</p> <p>平成17年3月実施予定</p> | <p>平成14年7月 川崎市場信用(株)の民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資金の無償譲渡の実施 <p>平成15年4月 (財)中小企業・婦人会館を廃止し、(財)指定都市記念事業公社に業務移管</p> <p>局内に検討組織を設置、平成17年4月の統合に向け検討</p> <p>法人内部検討の実施</p> <p>局内に検討組織を設置、平成17年3月の廃止に向け検討</p> |

| | | | |
|------------|--|------------------------|--|
| | <p>出資法人の経営改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社の経営健全化計画の推進 ・出資法人の経営状況の点検評価等の実施 | 出資法人の経営改善 | <p>経営健全化計画の推進、点検評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社保有残高 H14年度末 824億円 H15年度末 680億円 ・出資率 25%～50%未満の法人を対象とし、平成14年12月から点検評価を実施 ・出資率 50%以上の法人を対象に実施した平成13年度点検評価での指摘事項に対する経営改善に向けた対応を平成14年5月から実施 |
| | <p>出資法人の積極活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センター業務の(財)ボランティアセンターへの委託 ・男女共同参画センター業務の(財)指定都市記念事業公社への委託 | 出資法人の積極活用 | <p>業務委託の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターの管理運営業務をH15年4月から(財)かわさき市民活動センターに委託 ・男女共同参画センターの管理運営業務をH15年4月から(財)指定都市記念事業公社に委託 |
| | 出資法人にかかる情報公開の推進 出資率50%以上から25%以上に拡大 | 情報公開の推進 | 平成14年12月から情報公開の対象法人を出資率25%以上に拡大 |
| | 商法法人の経営健全化 民間のノウハウの活用、経営責任の明確化等 | 経営健全化 | <p>経営健全化に向けた指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎冷蔵(株)、KCT等経営健全化に向けた対応 |
| 補助・助成金の見直し | 補助・助成金の目的と必要性を総点検し、適正化に向けた取組みを進めるとともに、必要性の高いところには重点的な活用を図ります。 | 補助金の適正化に向けた取組 | 原則としてNPO等の活用を除き、定額的な補助を前年度予算の95%とし、15年度予算から一覧表をホームページ等で公表 |
| 債権確保策の強化 | 滞納の状況把握と迅速・適切な対応を図るとともに、口座振替制度の奨励等、債権確保に努め、市民負担の公平性を確保します。また、収納(入)率の向上に向けた取組みを強化します。 | 収納(入)率の向上に向けた具体的取組みの実施 | <p>市税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所における土・日曜日の窓口開設 市営住宅使用料 ・生活保護世帯の代理受領制度創設 国民健康保険料 ・休日・夜間訪問 保育料 ・園長による納付指導 |

| | | | |
|-------------------|---|-----------------------------|---|
| <p>総合的土地対策の推進</p> | <p>新規取得を抑制し、買戻しを計画的に推進するとともに、「再検討用地」等については有効活用のための用途の見直しや売却を含めた対策を講じていきます。</p> <p>また、土地開発公社の保有地については、今後内部検討委員会を設置し、新たな土地開発公社経営健全化計画の策定のために、現行計画のローリングを行います。</p> | <p>総合的土地対策に向けた具体的な取組の実施</p> | <p>総合的土地対策に向けた具体的な取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規取得の抑制、計画的な買戻しの推進により保有総量454億円縮小見込 ・土地開発公社経営健全化計画の改定に向け、検討に着手 |
|-------------------|---|-----------------------------|---|